

# 容量拠出金の年次精算について

2025年9月1日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

- 容量市場の、容量拋出金や容量確保契約金額に係る取引は、これまで本検討会や国の審議会で整理を行い、事業者向けの業務マニュアルや説明会資料等に内容を反映しながら業務運用を行っている。
- 実需給期間中の取引は、支払や請求の取引を月次で行いつつ、必要に応じて年次精算の取引を行うこととしている。
- 年次精算の取引は、実需給期間中の取引の実態を参考としながら実務的な対応が必要なケースを想定し、詳細内容の整理を進めている。
- 本日は、年次精算の実務的な詳細内容に関して、事業者向け説明資料の反映を進めつつ周知していくことについてご報告する。

## 2. 年次精算の概要

### 年次精算の対象

- 容量市場の実需給期間の業務の中で、容量拠出金の取引を行う仕組みとして、**年次精算による還元と追加請求の取引**が設定されている。
- 年次精算は容量拠出金の取引が対象となることから、**小売電気事業者や一般送配電事業者、配電事業者と行う取引**となる。

|      | 事業者                        | 概要                                                                        |
|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 還元   | 小売電気事業者<br>(登録特定送配電事業者を含む) | 容量提供事業者から受領した経済的ペナルティの総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に還元              |
| 追加請求 | 小売電気事業者<br>(登録特定送配電事業者を含む) | 小売電気事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、小売電気事業者たる会員に追加請求               |
|      | 一般送配電事業者、配電事業者             | 一般送配電事業者、配電事業者から未回収の容量拠出金の総額を、容量拠出金の滞納を行った事業者を除いて、一般送配電事業者、配電事業者たる会員に追加請求 |

■ 定款：第55条の2 第1項

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

■ 定款：第55条の2 第5項

一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

■ 業務規程：第32条の4 1 第3項

本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員（容量拠出金の滞納又は不当な減額（以下「滞納」という。）を行った小売電気事業者たる会員を除く。）へ還元する。

■ 業務規程：第32条の4 2

本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

## 2. 年次精算の概要

### 2024年度の年次精算の実施スケジュール

- **2024年度の年次精算は2025年11月1日の算定開始を予定している。**
- **年次精算の対象は、公平性や実務の簡便性に鑑み、以下の条件を満たす事業者とする。**
  - ✓ 2025年3月31日時点で会員であること
  - ✓ 2024年度容量拠出金について、2025年10月31日時点で滞納がないこと
- **年次精算の通知は11月17日以降に行うことを予定している。**

2025年11月より算定開始、11月中旬以降に還元金額・追加請求金額を通知  
2026年1月9日に支払通知書または請求書を発行（2025年10月分容量拠出金と合算）  
2026年2月6日が支払期日または請求期日

|                         | 2025年                                |                              |    |                     |                     |                        |    |                              |                                               |                      | 2026年                            |                              |
|-------------------------|--------------------------------------|------------------------------|----|---------------------|---------------------|------------------------|----|------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|----------------------------------|------------------------------|
|                         | 3月                                   | 4月                           | 5月 | 6月                  | 7月                  | 8月                     | 9月 | 10月                          | 11月                                           | 12月                  | 1月                               | 2月                           |
| 2024年度<br>3月分<br>容量拠出金  | <div>（2024年度）<br/>実需給年度<br/>終了</div> |                              |    | ▼<br>6/10(火)<br>請求日 | ▼<br>7/9(水)<br>納入期日 | ▼<br>8/8(金)<br>催告書指定期日 |    |                              |                                               |                      |                                  |                              |
| 2024年度<br>3月分<br>ペナルティ  |                                      |                              |    |                     | ▼<br>7/28(月)<br>請求日 | ▼<br>8/29(金)<br>入金期日   |    |                              |                                               |                      |                                  |                              |
| 2024年度<br>年次精算          |                                      | ▼<br>3/31(月)<br>会員資格の<br>確認日 |    |                     |                     |                        |    | ▼<br>10/31(金)<br>滞納額の<br>確認日 | 算定期間<br>11/17(月)以降に通知<br>※還元額通知書・<br>追加請求額通知書 | 差額を反映                |                                  |                              |
| 2025年度<br>10月分<br>容量拠出金 |                                      |                              |    |                     |                     |                        |    | 11月1日<br>年次精算の算定開始           |                                               | ▼<br>12/12(金)<br>通知日 | ▼<br>1/9(金)<br>支払額通知書・<br>請求書発行日 | ▼<br>2/6(金)<br>支払期日・<br>請求期日 |

2. 年次精算の概要

年次精算の具体的な取引内容

■ 2024年度の容量拠出金に係る「還元金額」および「追加請求金額」は、「2025年10月分の容量拠出金の請求金額」と合算して支払や請求の取引を行う。

＜具体的な取引内容＞

|                                               |                                               |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して支払金額あり | 「還元金額」、「追加請求金額」および「2025年10月分の請求金額」を合算して請求金額あり |
| 小売電気事業者の登録口座へ振込※1                             | 月次の取引と同様に<br>小売電気事業者や一般送配電事業者等に請求※2           |

※1 振込手数料は事業者負担とされているところ、支払金額が少額で振込手数料を下回る場合、事業者が受け取れる金額が存在しないので、当該の支払金額は事業者への支払いを行わない  
なお、支払いを行わなかった金額は翌年度の年次精算で還元金額の総額に合算して還元する(小売電気事業者の全体を対象として還元)

※2 当該の小売電気事業者等に2025年10月分の容量拠出金の請求が無い場合は、年次精算単体での請求書を発行する

容量拠出金説明会資料(対象実需給年度：2025年度)より  
(2024年10月23日)

## 5. 容量拠出金の計算方法 (参考)年次精算 (小売電気事業者)

51

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の回収額の差異による再算定分の追加請求及び還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の再算定分は、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティは、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下となります。(金額が負の値となる場合は還元額)

$$\text{再算定分の追加請求額} = (\text{再算定額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額※}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く

### 計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①、②がエリアBには小売電気事業者③、④が存在

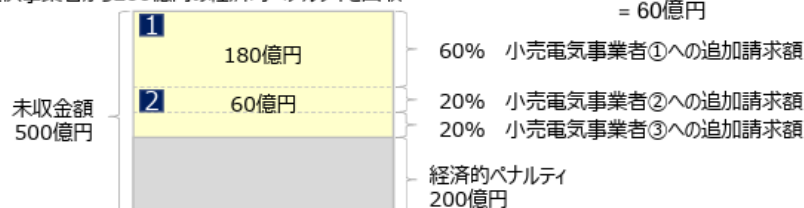
小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の再算定分が発生  
容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収



- 1 小売電気事業者①への再算定分の追加請求額  
(500億円 - 200億円) × 600億円 / (600億円 + 200億円 + 200億円)  
= 180億円
- 2 小売電気事業者②への再算定分の追加請求額  
(500億円 - 200億円) × 200億円 / (600億円 + 200億円 + 200億円)  
= 60億円

容量拠出金説明会資料(対象実需給年度：2025年度)より  
(2024年10月23日)

## 5. 容量拠出金の計算方法 (参考)年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）

50

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量拠出金の回収額の差異による再算定分の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の再算定分は、年次精算にてエリア内の一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。

- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{再算定分の追加請求額} = \text{再算定額} \times \frac{\text{当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量拠出金実際支払額※}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く

### 計算イメージ

例)

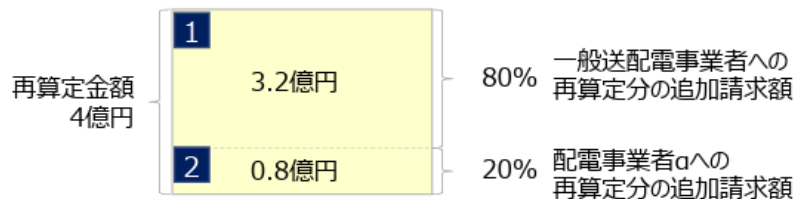
エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在

一般送配電事業者の実際支払額：160億円

配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

中に配電事業者β社が倒産し、4億円の再算定分が発生



- 1 一般送配電事業者への再算定分の追加請求額  
 $4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$
- 2 配電事業者αへの再算定分の追加請求額  
 $4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$



- 精算時に未払の生じている事業者の扱いについては、「精算時に未払の生じている事業者は還元の対象外」とする整理を行っている。

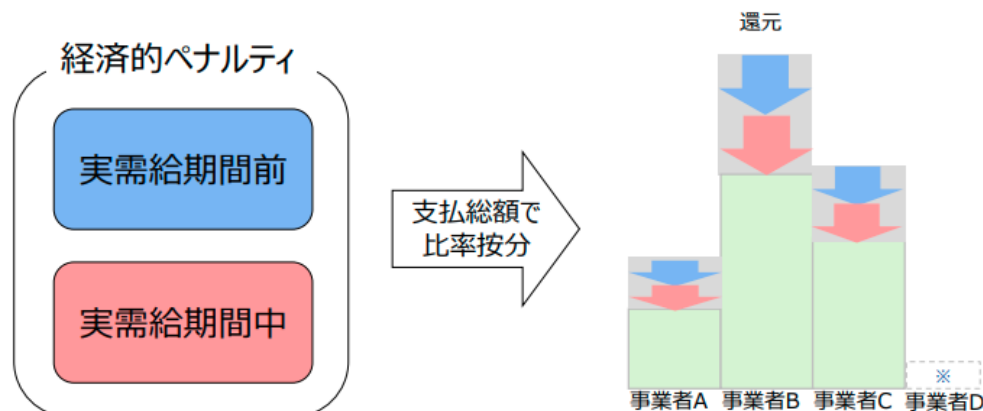
### 3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

19

#### ⑦実需給前に発生した経済的ペナルティの還元方法

- 経済的ペナルティは、実需給期間の前において、市場退出や実効性テストにより生じる場合がある。
- 実需給期間中の経済的ペナルティの小売電気事業者への還元は、月次でシェア変動があることから、年間の容量拠出金総額のシェアを用いて算定を行うこととしている。
- **実需給期間前の経済的ペナルティの小売電気事業者への還元**についても、**年間の容量拠出金総額により算定**を行う。

第31回容量市場の在り方等に関する検討会資料より  
(2021年4月27日)



<年間の容量拠出金に対する還元のイメージ>

※精算時に未払の生じている事業者は還元の対象外

精算時に未払の生じている事業者は還元の対象外とする

### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方 還元先や請求先が存在しないケース等

- 通常の取引においては例外的なケースとなるが、**年次精算の業務フローで、通常の業務運用以外のケースの場合、2024年度に開始した実需給期間の業務手順を参考としながら整理**を行うことが考えられる。
- 具体的には、還元先や請求先に関するケースなどを想定した対応方法等について、以下の表にもとづいて業務運用を行うことを予定している。

| 状況                                         | 対応                                                                         |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>還元先が存在しない場合</b><br>(2025年4月以降に脱退した会員等※) | <b>次年度の年次精算の還元の総額に加算する</b><br>(次年度の年次精算で事業者全体に還元)                          |
| <b>請求先が存在しない場合</b><br>(2025年4月以降に脱退した会員等※) | <b>次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する</b><br>(次年度の年次精算で事業者全体に追加請求)                      |
| <b>請求しても納入されない場合</b>                       | 次年度の年次精算までに納入されない場合、 <b>次年度の年次精算の追加請求の総額に加算する</b><br>(次年度の年次精算で事業者全体に追加請求) |

※ 当該の小売電気事業者等が会員である場合は、還元先あるいは請求先が存在するとして想定

- 年次精算で未払い等が生じた場合は、再算定を行い、年次精算月の翌月以降で請求する業務運用フローとしている。

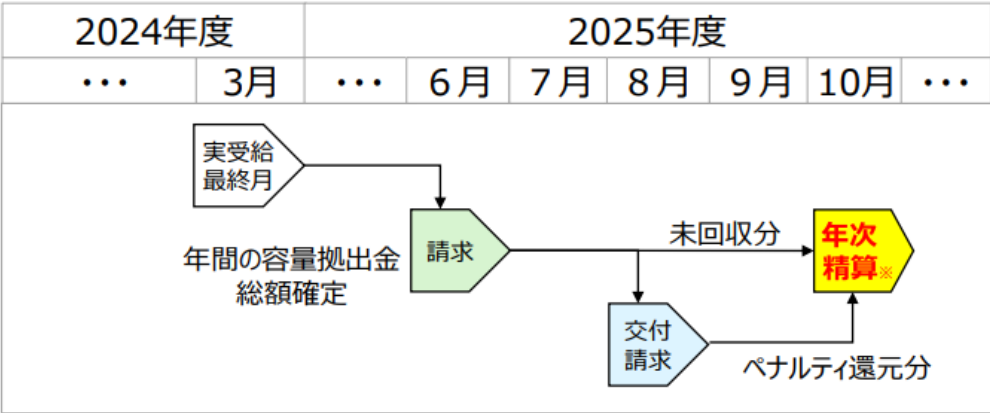
3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について  
⑥経済的ペナルティの還元と容量拠出金の未回収分の算定で用いるシェア配分值

18

- 第16回容量市場検討会において、容量確保契約金額に科された**経済的ペナルティの還元、および容量拠出金の未回収分**は、小売電気事業者の容量拠出金に反映<sup>※1</sup>することと整理している。
- 小売電気事業者の容量拠出金に反映するにあたり、シェア配分は容量拠出金の当該年度を通じたシェアがもととなるため、**年間12ヶ月間分のシェア配分をもとに算定**を行う。
- 具体的には、各月シェア配分の累計を当該年度の3月分まで用いて算定・精算<sup>※2</sup>を行う。

※1 具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしている。  
※2 当該年度の翌年10月に還元等の精算行う。また、容量拠出金の還元等の算定の対象は未払い事業者を除外する。

第31回容量市場の在り方等に関する検討会資料より  
(2021年4月27日)



年次精算で未払い等が生じた場合は、再算定し、年次精算月の翌月以降で請求

※年次精算で未払い等が生じた場合は、再算定し、年次精算月の翌月以降で請求

- 年次精算の時期など詳細については、容量市場の仕組みの中で毎年度継続的に生じる業務となるため、必要となる業務手順を踏まえながら設定としている。

## (参考) 今年度から運用開始する容量拠出金の扱い（未回収への対応）

- 電力広域機関は、容量拠出金の未払い事業者へ催告するとともに、催告に応じない事業者の名称を公表し、経済産業大臣に報告することとなっている。  
※ なお、定款の規定に基づき、電力広域機関は、指導・勧告・制裁等を行うことができる
- 電力広域機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者に対して、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求できることとなっている。  
※ 精算の実施時期については、必要な業務手順をもとに電力広域機関にて適切に設定する

### ○電力広域的運営推進機関定款

(業務内容)

第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。

～～略～～

六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

～～略～～

(会員の責務)

第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければならない。

2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。

一 本機関が法第28条の40第1項第6号の規定により指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。

～～略～～

(会員に対する制裁)

第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科すことができる。

一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき

～～略～～

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、**容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。**また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、**容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。**

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規

定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、**第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。**

6 本機関は、第9条第3項の規定による一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量拠出金の請求が発生する場合及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量拠出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量拠出金の納入を求めることができる。

### ○電力広域的運営推進機関業務規程

(容量拠出金の未回収分の請求)

第32条の42 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、**容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。**

(容量拠出金の支払いの催告)

第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。

3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

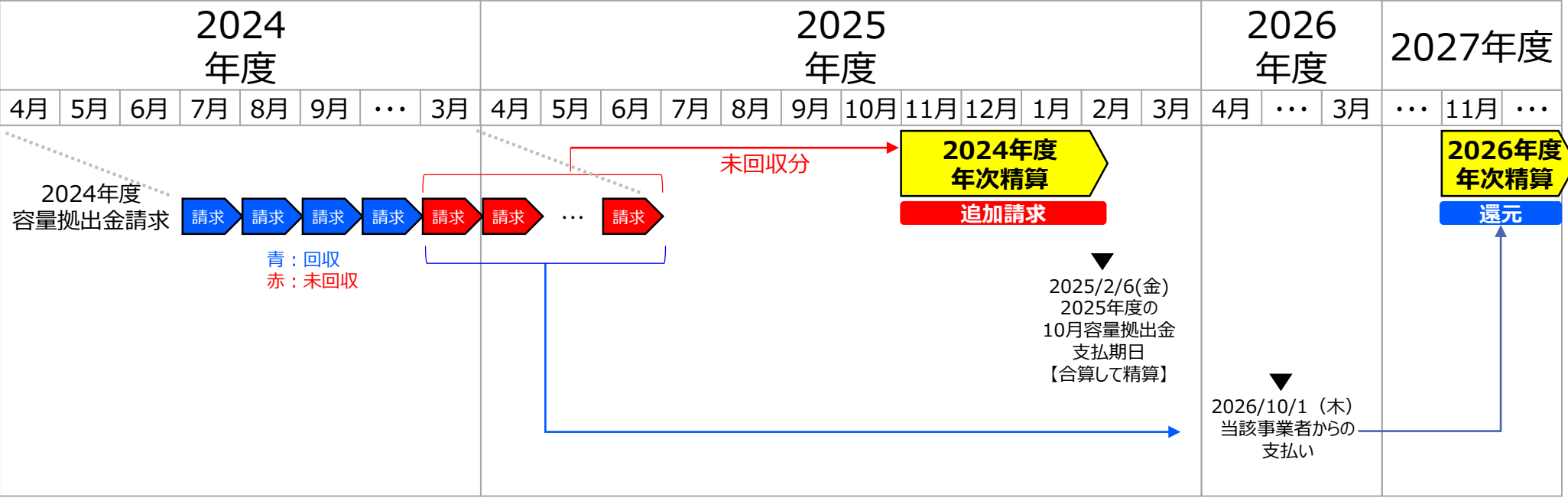
第75回電力・ガス基本政策小委員会資料より  
(2024年6月3日)

### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方

年次精算後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケース（容量拠出金）

- 容量拠出金の支払いは小売電気事業者等が求められているものであり、容量拠出金の滞納が生じた場合、**年次精算(追加請求)に関わらず、滞納を生じさせた事業者は市場管理者に対して適切に支払うことが求められる。**
- **年次精算(追加請求)を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合**、容量市場では毎年度に年次精算を行う仕組みとしていることから、**滞納金額の支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元**を行うことが考えられる。

＜年次精算を行った後に追加請求の対象となった滞納金額の支払いが行われたケースの想定＞





### 3. 通常の業務運用以外のケースが生じた場合の進め方

13

年次精算後に還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケース（経済的ペナルティ）

- 容量確保契約において容量提供事業者への経済的ペナルティが発生し、市場管理者がその金額を受け取った場合、年次精算で小売電気事業者等へ還元する仕組みとしていることから、経済的ペナルティの支払いが滞った場合における滞納金額は、年次精算での還元の対象とならない。
- 年次精算(還元)を行った後に、還元の対象とならなかった滞納金額の支払いが行われたケースを想定した場合、容量拠出金のケースと同様に、支払いが行われた年度の年次精算の総額に加算して還元を行うことが考えられる。

- 年次精算に係る実務的な詳細内容について、事業者向け説明資料に反映を行いながら周知を行っていくことを予定している。
- 年次精算に係る、事業者向けの説明資料は、9月中旬頃を目途として、今回ご報告した内容等を反映して公表する。また、実際のやりとりも踏まえながら業務マニュアルにわかりやすく反映する準備も進めていく。
- さらに、本年秋季頃を目途として、事業者向けの対面型の制度概要説明会も予定しており、その中でも容量拋出金に関する資料の周知を重ねていく。
- 2024年度の年次精算の業務実施の中でも、追加で検討を要するケースが無いか確認を続けながら、容量市場の実需給期間の業務運用を丁寧に進めていく。